

# 社会的包摂としてのベーシックインカム

## —論点整理と今後の課題—

齋藤立滋<sup>†</sup>

### 目次

はじめに

1. 特徴

2. 導入への課題

3. 日本の議論

4. ベーシックインカム資本主義3つの世界

おわりに

キーワード：社会的包摂，ワークフェア，アクティベーション，ベーシックインカム

### はじめに

近年、ベーシックインカム<sup>1)</sup> (Basic Income, 以下 BI と略す) が、社会保障政策の新しい選択肢として議論されている。BI は、「性別や年齢、かつ働いているか否か、所得の多寡に拘わらず、資力調査をすることなく、すべての人々に対して、一定額の金銭給付をおこなうこと」と定義される。つまり、公的部門（国・地方自治体）が、生存権を保障すべく、無条件かつ個人単位で一律・一定の現金給付によって、最低限の生活保障をおこなう

---

<sup>†</sup>大阪産業大学 経済学部 経済学科 准教授

草稿提出日 2月28日

最終原稿提出日 3月28日

1) 本稿では、カタカナ表記では、「ベーシックインカム」と表わす。日本語訳として、「基礎所得」や「基本所得」と訳されることがある。なお、引用については、原文の表記のまま使用する（「ベーシック・インカム」など）。

ことである。BIは、その特徴から社会的包摂<sup>2)</sup>の有力な方法として取りあげられ、従来の社会保障制度、ワークフェアやアクティベーションとは違う新しい政策として注目されている<sup>3)</sup>。

日本では、小沢(2002)の研究をひとつの契機として、BI導入の可能性が議論されてきた<sup>4)</sup>。では、なぜ、日本において、BIが議論されるようになったのであろうか。端的に述べれば、少子・高齢化や人口減少、雇用の変容、社会的排除による生活困窮者の増加に伴い、社会保障制度が十分に機能しなくなったからである。つまり、雇用と社会保障給付を結びつけたワークフェアやアクティベーション政策が十分に機能していないからである。

本稿の目的は、社会的包摂としてのBIの意義を明らかにすることである。本稿の結論は、「BIは、今後、従来の社会保障政策を見直し、所得保障を補完する政策として必要になっている」ということである。

本稿の構成は次のとおりである。「1. 特徴」では、BIの特徴を明らかにする。「2. 導入への課題」では、BIを導入するにあたっての課題を明らかにする。「3. 日本の議論」では、日本でBI導入の議論がされるようになった理由について明らかにする。「4. ベーシックインカム資本主義3つの世界」では、BIが新しい所得保障の方法として注目される理由を明らかにする。

## 1. 特徴

BIは、もし導入されたとしたら、われわれにどのような影響をもたらすのだろうか。BIの特徴は、およそ次の6点である。ここでは、橋木・浦川(2006)の整理を引用する(原文のまま)<sup>5)</sup>。

「第1の長所は、ベーシック・インカムは個人の自由の範囲を拡げる点がある。すなわち、働くか働かないかの選択と無関係に支給されるので、自由尊重のリバタリアニズムの立場からと、労働の強制を忌み嫌う社会主義の双方から支持されるという、不思議な現象を呈

---

2) 社会的包摂とは、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から排除されている人々の他者のつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方である。

3) 本稿「3. 日本の議論」において、ワークフェアやアクティベーションについて取りあげる。

4) 小沢(2002)以降、萱野ほか編(2007)、武川正吾(2008)、山森(2009)、立岩・齊藤(2010)、青土社編(2010)、経済理論学会編(2012)、原田(2015)などが刊行されている。

5) 橋木・浦川(2006) p.299~305より引用。

している。社会保険制度や生活保護制度による給付は、勤労の忌避や怠慢を呼び起こすといったことがいつも論争になるが、ベーシック・インカムは勤労に与える効果がないというメリットがある。しかし、無条件の支給なので、フリー・ライダーを生むという批判は避けられない。

第2の長所は、社会保険や社会扶助は制度の運用を公平におこなうため、資力調査をはじめ諸々の監視活動、それに撤収作業をおこなわねばならず、管理費用が相当かかるが、ベーシック・インカムは誰にでも一律の支給なので単純な作業だけでよく、管理費用の節約額が大きい。

第3の長所は、社会保険、社会扶助、そして税制の効果は、失業や貧困の罣が生じる可能性があるが、ベーシック・インカムは他の所得保障制度を併用しないので、これら罣の発生確率が小さい。しかも、最低生活保障額を与えるだけなので、もし人が働いて賃金を得た分は自分にとってすべてがプラスの所得になるので、勤労意欲を高める効果がある。ベーシック・インカムは高水準の最低賃金を設定して、そのために税収を財源として、政府が給付する制度である、との解釈を可能とする。

第4に、ベーシック・インカムは個人に支給されるので、社会保険や社会扶助の運営上、常に問題となる家族ないし世帯との関係性に注意する必要性が生じない。扶養者と被扶養者との間の関係に悩む必要がないのである。

第5に、企業からすれば労働者に賃金を払うとき、ベーシック・インカムで最低限生活保障があるので、賃金を低くしておける。これは企業の生産効率を高めるので、経済効率性を優先する右（リバタリアニズム）の思想から支持を受ける。しかし、社会主義の立場からは、働くことによる賃金が低くなるので、労働者の搾取という批判がありうる。

第6に、ベーシック・インカムはすべての人に一律の支給をするという意味で、人々を平等に扱うのであり、左の社会主義からは平等を重視する思想として、支持が高くなりうる。すなわち、平等な自立という目的を達成することができるので、一部の社会主義支持者からベーシック・インカムの概念に熱い視線が送られているのである」。

BIは、その特徴から、選別主義的ではなく、普遍主義的であるといえる。つまり、人が人として、無差別平等に生きる権利を保障されるということである。

## 2. 導入への課題

一方で、BI導入に対する反対論は根強い。つまり、BIを導入した場合、次の2点から、

懸念や反対論が出てくる<sup>6)</sup>。

### (1) 財源について

第1に、ベーシックインカムの財源をどうするのか、巨大な金額になって財政赤字を生み出すのではないかという懸念である。つまり、現在の財政制度に加えて、追加的な財政制度が必要になるのではないかと、ということである。

この2つの懸念に対して、小沢(2002)、原田(2015)の推計結果をみてみよう<sup>7)</sup>。

まず、小沢(2002)であるが、2002(平成14)年度の数字を使用している<sup>8)</sup>。

- ① BIは、1人あたり月額8万円と設定する。年額96万円である。  
合計  $96\text{万円} \times 1\text{億}2,000\text{万人} = 115\text{兆}2,000\text{億円}$ が必要となる。
- ② 給与総額222.8兆円に対して、115兆2,000億円を調達するには、  
 $115.2 \div 222.8 = 0.517\cdots$  およそ50%の所得税率が必要となる。

原田(2015)は、現行予算を踏まえて興味深い分析結果を示している<sup>9)</sup>。要点をみてみよう。なお、原田(2015)の推計は、2012(平成24)年度の数字を使用している。

- ① BIは、基礎年金、失業保険を代替する。
- ② BIは、20歳以上人口の1億492万人に月7万円(年84万円)、20歳未満人口の2,260万人に月3万円(年36万円)ずつ給付する。年間96.3兆円の予算が必要になる。
- ③ BIは、所得控除の代わりになる。所得控除を廃止してBIに置き換え、同時に所得に課税する。BIを給付したうえで所得に30%を課税する。
- ④ 雇用者報酬と自営業者の混合所得を合わせると、257.5兆円である。  
 $257.5 \times 0.3 = 77.3\text{兆円}$ の税収を得る。
- ⑤  $96.3\text{兆円} - 77.3\text{兆円} + 13.9\text{兆円}$ (現行の所得税収入) = 32.9兆円  
BIを実現するために必要な予算額は、32.9兆円。
- ⑥ 代替財源として、BI導入後に廃止する、老齢基礎年金16.6兆円、子ども手当1.8兆円、

6) 武川正吾(2008) p.32~37, 山森(2009) p.22~26, 橋本・浦川(2006) p.299~305より引用。

7) 塩津(2011)では、2007年度において、コブ・ダグラス型の効用関数を想定して、BIが扶養人口(生産力人口以外の人口、15歳未満と65歳以上)に給付されるという前提でシミュレーションをおこなっている。その結果、BI給付額は1カ月あたり15万5,000円、税率は50%と推計されている。

8) 小沢(2002) p.167~183より引用。

9) 原田(2015) p.115~178より引用。

雇用保険1.5兆円、合計19.9兆円を充てる。

- ⑦ 現行の予算から、公共事業関係費 5 兆円、中小企業対策費 1 兆円、農林水産業費 1 兆円、民生費のうち福祉費 6 兆円、生活保護費 1.9兆円、地方交付税交付金 1 兆円、合計15.9兆円が削除可能な政府支出となる<sup>10)</sup>。
- ⑧ ⑥19.9兆円 + ⑦15.9兆円 = 35.8兆円が BI の財源となり、⑤の BI 予算額32.9兆円を上回る。

2つの推計から得られる財源の懸念への反論は次の2点である。

① BIに必要な金額は、現実的に調達可能な額であることである。② BIの導入は、現行の税制・社会保障制度の改正・再編で実施可能なことである。

## （2）労働意欲との関係

第2に、人が働かなくなる、労働意欲を阻害するという懸念である。いわゆるフリー・ライダーの発生である。資本主義の考え方のひとつに、「働かざるもの食うべからず」がある。病気やけがをしている人、心身に障害を持つ人、なんらかの事情で働くことができない人以外は、労働することで収入を得て、衣食住など自分の生活を成立させなさい、ということである。反対論者は、この「働かざる者食うべからず」を根拠に BI に否定的となる。

労働意欲の阻害に関して、原田（2015）は「普通の人々は、BI だけに満足しないで働くだろう」と主張する。BI が導入されたとき、人々の所得は「BI + 自分の所得 × 0.7」となり、必ずしも働かなくてもよい状態になるとはいえない<sup>11)</sup>。

また、広井（2005）が主張するように、日本の経済は、経済の成熟化（定常化）に向かいつつある。経済の成熟化（定常化）の過程で、もっとも大きく変化するのが「労働」のありかたである<sup>12)</sup>。広井（2005）は、「働く」ことに3つの次元ないし層があるという。第1に、「生存のための労働」、物質的欠乏から自由になるために働くこと、第2に、「賃労働としての労働」、市場経済が浸透した社会で「貨幣獲得」の手段として働くこと、第3に、「自己実現のための労働」である。つまり、現在の人々は、「生存のための労働」、「賃労働としての労働」に加えて、「自己実現のための労働」をするので、働かなくなることはないだろうということである。

---

10) 原田（2015）p.119～122に、その金額が示されているが、積算根拠は不明。

11) 原田（2015）p.149～151より引用。

12) 広井（2005）p.98～99より引用。

### 3. 日本の議論

日本において、BIの議論が盛んになったのは、2000年代になってからである。なぜ、この時期だったのだろうか。理由は2点ある。

第1に、少子・高齢化や人口減少、世帯構造の変化、雇用の変容、社会的排除による生活困窮者の増加に伴い、日本の社会保障制度が十分に機能していなかったからである。

まず、人口構造、世帯構造が大きく変化した。少子・高齢化、人口減少に伴い、高齢者向けの社会保障給付費が増え、社会保険の保険料収入が減少しつつある。単身世帯が増え、個人化が進み、従来の社会保障で対応できない生活困窮者が増えた。

また、日本の社会保障は、男性稼ぎ主型家族モデルを前提としてつくられていたので、バブル経済の崩壊・グローバル化によって、男性正規雇用者の非正規雇用化が進み、十分に機能しなくなった。

さらに、齋藤（2012）で明らかにしたように、社会保険が社会的排除を生み出した。社会保険に加入したくても非正規雇用なので加入できない「制度的な排除」、加入していても低賃金で保険料が払えない「実質的な排除」が生まれた。最後のセーフティネットといわれる公的扶助、いわゆる生活保護制度も捕捉率が低く、給付がいきわたっていない。

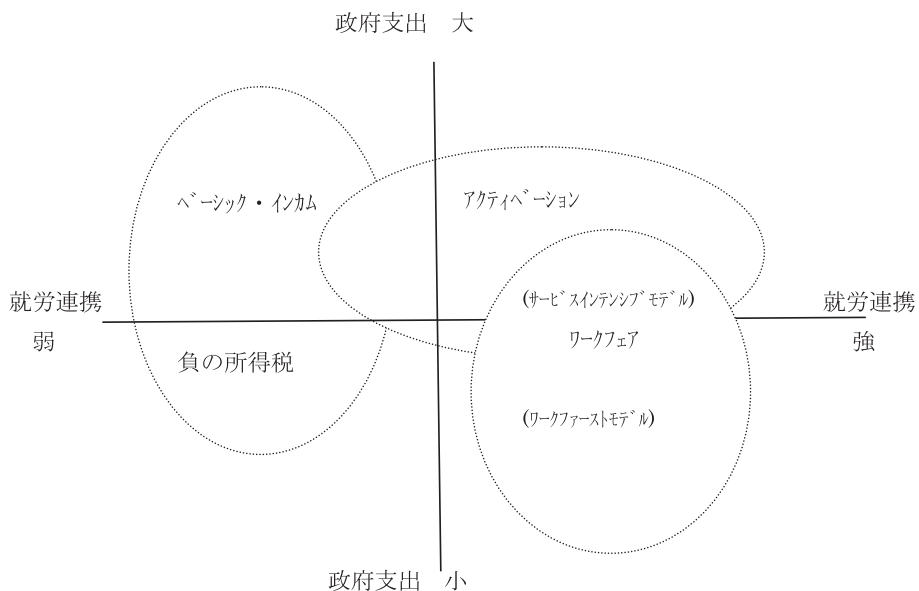


図1 社会的包摂のための諸戦略

出所：武川正吾（2008）p.222より引用。

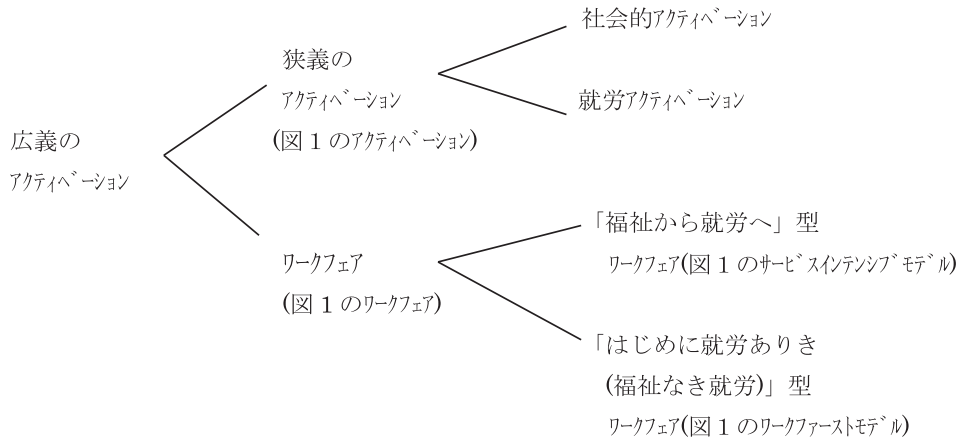


図2 広義のアクティベーションの諸類型

出所：福原・中村・柳原（2015）p.16 に加筆。

第2に、社会的包摂としてのワークフェア、アクティベーションが十分に機能していなかったからである。先に結論すれば、ワークフェアとアクティベーションがせめぎあい、就労と社会保障給付の連携の方向性が定まっていないのである。

従来、社会保障では、完全雇用を前提として、失業者や生活支援が必要な人々に対して、社会保険、公的扶助が、制度個別に対応していた。近年、新しい社会保障のありかたとして、制度個別に対応するのではなく、就労と社会保障給付の2つの関係性を重視する社会的包摂が重視されている。具体的には3つの方法がある。ワークフェア、アクティベーション、そしてベーシックインカムである。図1は、宮本太郎が作成した社会的包摂のための諸戦略を表したものである。また、図2は、福原（2012）、福原・中村・柳原（2015）で示された広義のアクティベーションの諸類型を表したものである。

まず、ワークフェア（Workfare）とは、work+welfareの造語である。つまり、「就労」と「社会保障給付」が結びついている。就労または就労支援措置への参加を拒む福祉受給者に対するなんらかの制裁措置（給付の削減、期間短縮、停止など）を伴うものである。

アクティベーション（Activation）とは、「就労か就労以外の社会参加」と「社会保障給付」が結びついている。

図1では、2次元図でプロットされる位置は、人々が社会的に包摂され、あるいは自立する場（あるいは社会保障給付を受ける場）をとらえる。水平軸は、就労との連携の強弱を表している。垂直軸は、政府支出の大小を表している。図1のワークフェアは2種類ある。ひとつはワークファーストモデル（work first model）である。まず就労を迫り、求職活動や職業訓練などの自立支援プログラムへの参加を条件として社会保障給の要件とす

る。もうひとつはサービスインテンシブモデル (service-intensive model) である。ワークファーストモデルよりも、相対的に就労に向けてコストをかけ、求職活動や職業訓練などの自立支援プログラムへの参加を条件とせず、別に就労に向けたサービスを提供し、社会保障給付をおこなう。

図2では、図1で示されたワークフェアとアクティベーションをまとめて、「広義のアクティベーション」と位置づけている<sup>13)</sup>。

「広義のアクティベーション」は、失業保険給付や公的扶助を受給している人、または稼働能力をもつその他の社会的困窮者に対して、積極的労働市場政策（職業紹介、職業訓練または職業教育）や各種の社会活動参加プログラムによる支援政策を適用することで、就労またはそれ以外の社会活動への参加を促そうとする政策類型である。

この「広義のアクティベーション」は、大きく2つに分けられる。ひとつは「ワークフェア」である。就労または就労支援措置への参加を拒む福祉受給者に対するなんらかの制裁措置（給付の削減、期間短縮、停止など）を伴うものである。もうひとつは「狭義のアクティベーション」である。制裁を伴わず、就労や様々なプログラムへの参加に向けた意欲喚起などの支援を実施し、これらへの参加を受給者の自由意思にゆだねるものである。

「ワークフェア」は2つに分けられる。英米などでみられる「福祉から就労へ」型ワークフェア（図1のサービスインテンシブモデルに相当）と、発展途上国や日本を含むアジア諸国においてみられた、福祉的な支援策・就労促進策の縮小によって、どのような仕事であれ働くことを余儀なくされる「福祉なき就労」型ワークフェア（図1のワークファーストモデルに相当）である。

「狭義のアクティベーション」は2つに分けられる。社会的包摂の場として、労働市場を重視する「就労アクティベーション」と、労働市場以外の諸々の社会関係（地域社会や支援組織など）を重視する「社会的アクティベーション」である。

「広義のアクティベーションには多様性があり、就労促進に向けた政策の違いから4つの類型に分けて考察することができる」としている。

この4つのタイプの相違は、「第1に就労支援を福祉と組み合わせるのか否か、第2になんらかの強制力を使って就労へと誘導するのか否か、第3に福祉施策を用いるうえで社会扶助に限定するのか社会サービスを広く活用するのかといった3つの相違によって生じている。他方、これらの類型によって、就労困難層に対する各国の支援策を区別することがある程度可能になるとともに、各国の支援策の変化を把握することも可能となるだろう」

13) 以下の説明は、福原（2012）p.249～250、福原・中村・柳原（2015）p.14～16を引用。



としている。

福原（2012）は、日本において、2000年代以降展開されてきた社会的包摂を次のように評価している<sup>14</sup>。

- 2000年代前半 ①「狭義のアクティベーション」の志向  
②「はじめに就労ありき」型ワークフェアの展開
- 2000年代後半 ①「狭義のアクティベーション」と  
②「はじめに就労ありき」型ワークフェアの展開

日本の社会保障は、2000年代以降、制度個別に対応するのではなく、就労と社会保障給付を結びつけたワークフェアやアクティベーションを展開してきた。社会的包摂政策は前進したものの、両方が並立している状態でせめぎあっている。就労と社会保障給付の連携の方向性が定まっていないのである。ワークフェアやアクティベーションに、就労を前提としない確たる所得保障の仕組みがないため、最低限生活保障がおこなえない可能性がある。

#### 4. ベーシックインカム資本主義3つの世界

雇用と社会保障給付を結びつけるワークフェアやアクティベーションとは違い、雇用と社会保障給付を分離するBIという構想は、「2. 導入の壁」でみたように、一見実現不可能のように見える。はたして、BIは、実現不可能な政策なのだろうか。BIは、実現不可能な政策ではなく、従来の社会保障を補完する政策として必要になっているといえる。

ここでは、宮本（2013）が主張する「ベーシックインカム資本主義3つの世界」を取りあげ、BIの実現可能性や必要性を明らかにする。

宮本（2013）は、BIを、3つのタイプに類型化し、その実現可能性を議論している。3つのタイプとは、①原理的なベーシックインカム（フル・ベーシック・インカム）、②新自由主義的なワークフェアの仕組みに接合されたワークフェア補強型ベーシックインカム、③新社民（社会民主）主義的なアクティベーションの制度と連携したアクティベーション連携型ベーシックインカム、である。以下、宮本の議論を検討してみたい<sup>15</sup>。

宮本は、まず、「ベーシックインカム資本主義の3つの世界」が出現する背景を考えて

---

14) 福原（2012）p.272～273より引用。

15) 宮本（2013）p.73～87より引用。

いる。

「20世紀型福祉国家において、所得保障の目的は（主には男性稼ぎ主の）所得を代替することであった。20世紀の中盤にあつて、重化学工業の成長に支えられた先進工業国では、男性稼ぎ主の雇用が安定し、家族を扶養する条件があつた。20世紀型福祉国家は、まずケインズ主義的な経済政策によって男性稼ぎ主の雇用を安定させることに努めた。その上で、彼の職業人生に予想されるいくつかの所得中断リスク、たとえば労災、失業、疾病、退職などに対して、その所得を代替する社会保険制度で対応したのである<sup>16)</sup>」。

「(中略)人々の所得は、勤労所得、社会保険によるその代替所得、そして様々な事情で勤労所得を得ることができない人々への公的扶助のいずれかで、これらは相互に排他的であつた。」

「ところが、代替型の仕組みの前提になつていた安定雇用が解体を始める。経済のサービス化やグローバル化のなかで、雇用が不安定で賃金水準の低いパートタイムや派遣の労働者が急増する。とくに、生産性の低いサービスセクターにおいては、正規労働者を含めてその賃金水準は低下し、単身世帯の増大と相まって、やや古典的な言い方をすれば労働力の再生産そのものが持続しえなくなつていく。

もはや、代替型所得保障は一部の中核的な労働市場以外では機能しない。低所得をさらに低い水準で代替しても生活は成り立たないからである。失業や労災といったリスクの出現を待たずして生活の維持は恒常的に困難になつていくのである<sup>17)</sup>」。

こうした背景を原因として、宮本はBIの必要性を次のように主張する。

「こうしたなかで新たに求められるのは、代替型所得保障ではなく補完型所得保障への転換である。すなわち、仮に低賃金であっても、これらを補完する所得保障と併せて生活の見通しが成り立つならば、就労へのインセンティブも高まるし、公的扶助などへの依存を抑制することができる<sup>18)</sup>」。

そして、「ベーシックインカムは原理的にワークフェアやアクティベーションと対立するものではなく、広義のベーシックインカムは、むしろ両者と連携することが多いことである。実はワークフェアやアクティベーションは、それが持続するためには、広義のベーシックインカムの制度的な制度を組み込まなければならない。」とする。広義のベーシックインカムとは、ワークフェア補強型、アクティベーション連携型の2つである。つまり、「新しい「ベーシックインカム資本主義の3つの世界」が出現する」、としている。

---

16) 引用文中の下線は、筆者がほどこした。

17) 宮本(2013) p.75～p.76より引用。

18) 引用文中の下線は、筆者がほどこした。

宮本は、最後に、次のように結論する。

「[フル・ベーシックインカム型]の世界構想がもつイメージ喚起力を尊重しつつも、「ワークフェア補強型」の世界の展開に対しては、まずは「アクティベーション連携型」の世界が対置される必要があるのである」。

つまり、新自由主義思想は、「ワークフェア補強型」ベーシックインカムを支持する。最低限の所得保障をおこなったうえで、就労を促し自助努力に任せようとする。社会民主主義思想は、「アクティベーション連携型」ベーシックインカムを支持する。最低限の所得保障をおこなったうえで、就労や就労以外の社会参加を促し、公正・公平を実現しようとする。

福原（2012）が分析したように、現在の日本は、社会的包摂としてのワークフェアとアクティベーションの両方が並立している状態でせめぎあっている。将来、日本の社会保障政策がいずれの道を探るにせよ、従来の社会保障政策を見直し、最低限生活保障の基礎としてBIが必要である。

## おわりに

本稿では、社会的包摂としてのBIの意義を明らかにした。筆者自身は、齋藤（2012）で示したように、宮本のいうアクティベーション連携型ベーシックインカム、つまり参加保障型の社会保障が望ましいと考えている。残された課題は、社会的排除を多く生み出した社会保険の再構築案を提出すること、日本の社会保障全体の再構築案を提出することである。

BIは生存権の保障のため、今後、将来にわたって、次の2点から必要性を増すことと思われる。

第1に、IT（情報技術）やAI（人工知能）の発展・進化が、産業の自動化・省力化を推進し、人々を労働から解放する、もしくは人々から労働を奪うことが予想される。賃金労働に従事しない人々が増えるかもしれない。その際、BIが生存権を保障する。

第2に、医療の発達や死亡率の低下により、人々の寿命が延びることが予想される。公的年金は、現在の高齢世代の平均寿命を想定して、給付額を設定している。老齢期の所得保障として、公的年金が十分に機能しなくなる可能性がある。その際、BIが生存権を保障する。

## 謝辞

本論文は、科学研究費補助金；基盤研究（C）課題番号25380809の助成を受けておこなわれたものである。また、本論文の査読に対して、匿名の査読者から有益なコメントを受けた。記して感謝いたします。むろん、ありうべき過誤についての責めはすべて筆者に帰せられるべきものである。

## 参考文献・資料

- 岩田正美（2007）『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護—』ちくま新書。
- 岩田正美（2008）『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属—』有斐閣。
- 埋橋孝文（2011）『福祉政策の国際動向と日本の選択—ポスト「3つの世界」論—』法律文化社。
- 埋橋孝文（2007）『ワークフェア—排除から包摂へ—』法律文化社。
- 小沢修司（2002）『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平—』高菅出版。
- 萱野稔人ほか編（2007）『VOL 02 特集 ベーシック・インカム—ポスト福祉国家における労働と保障—』以文社。
- 萱野稔人編（2012）『ベーシックインカムは究極の社会保障か—「競争」と「平等」のセーフティネット—』堀之内出版。
- 神吉知郁子（2013）「最低賃金と生活保護と「ベーシック・インカム」」, 濱口桂一郎編著（2013）『福祉と労働・雇用（福祉+a⑤）』第9章, ミネルヴァ書房。
- 経済理論学会編（2012）『季刊経済理論 特集ベーシック・インカム論の諸相—これからの日本社会を展望して—』, 第49巻第2号。
- 齋藤立滋（2012）「参加保障型社会保険の研究—日本の社会保険の機能不全要因とその解消に向けて—」, 『大阪産業大学経済論集』第13巻第1号, p.55-71。
- 齋藤立滋（2017）「日本における社会的排除の研究—現状と課題—」, 『立命館大学政策科学』第24巻第3号, p.1-p.9。
- 塩津ゆりか（2011）「ベーシック・インカムと財源：最適税率の導出」, 伊多波良雄・塩津ゆりか（2011）『貧困と社会保障制度—ベーシック・インカムと負の所得税—』, 第9章, 晃洋書房。
- 青土社編（2010）『現代思想—特集 ベーシックインカム 要求者たち—』2010年6月号, 青土社。
- 橋木俊詔・浦川邦夫（2006）「社会的排除とベーシック・インカム構想」, 橋木・浦川（2006）『日本の貧困研究』第8章, 東京大学出版会。
- 橋木俊詔（2015）『貧困大国ニッポンの課題—格差, 社会保障, 教育—』人文書院。
- 武川正吾（2008）『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。
- 田村哲樹（2010）「ベーシック・インカム, 自由, 政治的実現可能性」, 宮本太郎編著（2010）『社会保障—セキュリティの構造転換へ—』岩波書店。
- 立岩真也・齋藤拓（2010）『ベーシックインカム—分配する最小国家の可能性—』青土社。
- 新田ヒカル・星飛雄馬（2009）『やさしいベーシック・インカム—貧困のない社会を実現する理想

の社会保障―』サンガ。

原田泰（2015）『ベーシック・インカム―国家は貧困問題を解決できるか―』中公新書。

広井良典（2005）「新しい福祉社会」, 日本経済新聞社編（2005）『資本主義の未来を問う』第6章, 日本経済新聞社。

布川日佐史（2010）「最低保障改革の動向と自由―包摂の名による排除―」, 宮本太郎編著（2010）『社会保障―セキュリティの構造転換へ―』岩波書店。

福原宏幸編著（2007）『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社。

福原宏幸（2012）「日本におけるアクティベーション政策の可能性―現状と展望―」福原宏幸・中村健吾編著（2012）『21世紀のヨーロッパ福祉レジーム』第10章, 糸の森書房。

福原宏幸・中村健吾・柳原剛司（2015）『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容―アクティベーションと社会的包摂―』明石書店。

宮本太郎（2009）『生活保障―排除しない社会へ―』岩波新書。

宮本太郎（2010）「二つの自由」への福祉国家改革」, 宮本太郎編著（2010）『社会保障―セキュリティの構造転換へ―』岩波書店。

宮本太郎編著（2010）『社会保障―セキュリティの構造転換へ―』岩波書店。

宮本太郎（2013）『社会的包摂の政治学―自立と承認をめぐる政治対抗―』ミネルヴァ書房。

村岡到（2010）『ベーシックインカム（生存権所得）で大転換』ロゴス。

村岡到編（2011）『ベーシックインカムの可能性―今こそ被災生存権所得を！―』ロゴス。

諸富徹「給付付き税額控除」か「ベーシックインカム」か―イギリスの制度改革から学べること―」, 宮本太郎編著（2013）『生活保障の戦略―教育, 雇用, 社会保障をつなぐ―』第5章, 岩波書店。

山森亮（2009）『ベーシック・インカム入門―無条件給付の基本所得を考える―』光文社新書。

山森亮・橋木俊詔（2009）『貧困を救うのは, 社会保障改革か, ベーシック・インカムか』人文書院。

Fitzpatrick, T. (1999) Freedom and security: an introduction to the basic income debate, Basingstoke, Hants, Macmillan. (トニー・フィッツパトリック, 武川正吾・菊地英明訳 (2005) 『自由と保障―ベーシック・インカム論争』勁草書房。)

Parijs, Philippe Van (1995) Real Freedom for All-What (if Anything) Can Justify Capitalism?, Oxford University Press. (P・ヴァン・パリース, 後藤玲子・齊藤拓訳 (2009) 『ベーシック・インカムの哲学―すべての人にリアルな自由を―』勁草書房。)

Werner, G. W (2006) Ein Grund für die Zukunft; das Grundeinkommen, Freies Geistesleben. (ゲッツ・W. ヴェルナー, 渡辺一男訳 (2007) 『ベーシック・インカム : 基本所得のある社会へ』現代書館。)

Werner, G. W (2007) Einkommen für alle : Der dm-Chef über die Machbarkeit des bedingungslosen Grundeinkommens, Kiepenheuer & Witsch. (ゲッツ・W. ヴェルナー, 渡辺一男訳 (2009) 『すべての人にベーシック・インカムを : 基本的人権としての所得保障について』現代書館。)

## Social Inclusion by Means of Basic Income

SAITO Ryuji

**Key Words :** Social Inclusion, Workfare, Activation, Basic Income

### **Abstract**

We discuss Basic Income (BI) which is a new option as social security in Japan.

I will make clear that advantages of BI, problems at the time of starting BI, and reasons starting discuss BI in Japan.

I will make clear that we need BI as new income security.